5　施行令第四十条の七の四第三項に規定する財務省令で定める要件は、同項の相続の開始の直前において、同項に規定する第一次林業経営相続人の相続人が、当該第一次林業経営相続人が受けた森林法施行規則第四十二条第三号に掲げる要件に該当することについての同令第四十三条第一項の確認（同令第四十四条第一項の変更の確認があつた場合には、変更後のもの。第八項第一号及び第十六項第十一号において同じ。）に係る同令第四十二条第三号の推定相続人であつたこととする。

6　法第七十条の六の四第二項第二号イに規定する財務省令で定める山林（立木又は土地をいう。以下この条において同じ。）は、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第三条に規定する基準に適合するもの（森林法施行規則第八条の二十第二号に掲げる場合に該当するものに限る。）とする。

7　法第七十条の六の四第二項第二号ハに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　森林法第十一条第五項第四号及び第六号（これらの規定を同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する森林経営計画（法第七十条の六の四第二項第二号に規定する森林経営計画をいう。以下この条において同じ。）であつて、その期間が連続し、かつ、引き続いて市町村長等の認定（同項第一号に規定する市町村長等の認定をいう。以下この条において同じ。）を受けているものであること。

二　森林法第十一条第三項に規定する事項が最初に記載された森林経営計画の始期（当該森林経営計画について同法第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項の認定を受けた場合にあつては、当該認定を受けた日）以降連続して森林法施行規則第四十二条第二号に掲げる要件に該当することについて同令第四十三条第一項の農林水産大臣の確認を受けている森林経営計画であること。

三　その定められている区域内に次に掲げる山林の全てが存する森林経営計画であること。

イ　当該森林経営計画について市町村長等の認定を受けた個人の有する山林（当該山林を含む一の一体的かつ連続的な山林の面積が著しく小さい場合における当該山林、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する分収林契約並びに国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条に規定する分収造林契約及び同法第十七条の三に規定する分収育林契約に係る山林並びに入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第二条第一項に規定する入会林野に係る山林を除く。）

ロ　イの個人が他の山林の所有者から経営（法第七十条の六の四第一項に規定する経営をいう。以下この条において同じ。）の委託を受けた山林

四　その定められている区域内に存する山林（前号イの個人が有するものに限る。）のうち作業路網の整備を行う部分の面積が百ヘクタール以上ある森林経営計画であること。

五　その定められている区域内に存する山林のうちに一の小流域（施行令第四十条の七の四第十二項第一号に規定する小流域をいう。第十三項第三号において同じ。）内に存するものの面積が五ヘクタール未満である山林がある場合にあつては、当該山林の全てが作業路網の整備を行わない山林である旨が記載された森林経営計画であること。

8　法第七十条の六の四第二項第四号ハに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　森林法施行規則第四十二条第三号に掲げる要件に該当することについて同令第四十三条第一項の確認を受けた被相続人（法第七十条の六の四第一項に規定する被相続人をいう。以下この条において同じ。）の当該確認に係る推定相続人であること。

二　特定森林経営計画について森林法第十六条の規定により市町村長等の認定が取り消されたことがある場合にあつては、その取消しの日から起算して十年を経過している者であること。

三　特定森林経営計画（法第七十条の六の四第二項第二号に規定する特定森林経営計画をいう。以下この条において同じ。）についてその期間満了時までに引き続いて市町村長等の認定を受けなかつたことがある場合にあつては、当該期間満了の日から十年を経過している者であること。

四　被相続人の死亡に係る森林法第十七条第二項の届出書を当該死亡後遅滞なく提出していること。

五　その有する山林（次に掲げるものを除き、被相続人から相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得したものに限る。）について作業路網の整備が行われる部分の面積の合計が百ヘクタール以上であること。

イ　森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存する山林

ロ　当該山林（ロにおいて「所有山林」という。）を含む一の一体的かつ連続的な山林の面積が著しく小さい場合における当該所有山林

ハ　分収林特別措置法第二条第三項に規定する分収林契約並びに国有林野の管理経営に関する法律第十条に規定する分収造林契約及び同法第十七条の三に規定する分収育林契約に係る山林並びに入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第二条第一項に規定する入会林野に係る山林

六　その有する山林（前号ロ及びハに掲げるものを除き、被相続人から相続又は遺贈により取得したものを含む。）の全て及び当該個人が他の山林の所有者から経営の委託を受けた山林の全てが、特定森林経営計画が定められている区域内に存すること。

七　次に掲げる事項について、農林水産大臣の確認を受けた者であること。

イ　特定森林経営計画の達成のために必要な機械その他の設備を利用することができること。

ロ　法第七十条の六の四第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により被相続人から取得をした特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林の全てについて、当該特定森林経営計画に従つて適正かつ確実に経営（当該山林の経営の規模の拡大及び作業路網の整備を含む。）を行うことができること。

9　施行令第四十条の七の四第十一項第一号に規定する財務省令で定める面積は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める日における特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（作業路網の整備が行われる部分に限る。以下この項において同じ。）の面積に、当該山林（当該各号に定める日において他の山林の所有者から経営の委託を受けていた山林を除く。）の面積に十分の三を乗じて得た面積又は百五十ヘクタールのいずれか小さい面積を加えて得た面積とする。

一　当初認定起算日（施行令第四十条の七の四第十一項第一号に規定する当初認定起算日をいう。以下この項において同じ。）から起算して十年を経過する日から認定起算日（同条第十一項第二号に規定する認定起算日をいう。以下この条において同じ。）から起算して十年を経過する日の前日までの期間　当初認定起算日

二　認定起算日から起算して十年を経過する日以後の期間　認定起算日（当該認定起算日における特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林の面積が六百五十ヘクタール未満である場合にあつては、当初認定起算日）

10　施行令第四十条の七の四第十一項第一号に規定する作業路網の延長として財務省令で定めるものは、森林法施行規則付録第六の算式によつて計算した値に相当する作業路網の延長に同号に規定する当初認定起算日において既に整備されている作業路網の延長を加えたものとする。